

計画の位置付け

住生活基本法第17条第1項に基づき都道府県が定める住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画

計画期間

令和3～12年度（2021～2030年度）の10年間（おおむね5年ごとに政策評価を行い、計画を見直し）

## 住生活を取り巻く現状と課題（主なもの）

社会経済情勢や意識の変化等を踏まえて、「居住者」「住宅ストック」「災害と住まい」に関する住生活を取り巻く現状と課題について整理（現状のうち、主なものを以下に記載）

### 《 災害リスク 》

- ・災害リスクエリアに県全体人口の47.4%が居住
- ・ハザードマップなどのリスク情報の公開や立地規制の要請が高まる

災害リスクエリア内の人口（総人口に対する割合）

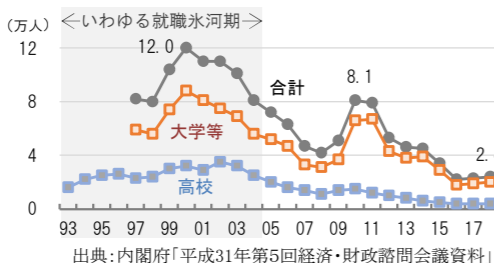
年次	人口（割合）
2015	264万人（47.4%）
2050（推計）	209万人（48.3%）

出典：国交省「都道府県別の災害リスクエリアに居住する人口について」

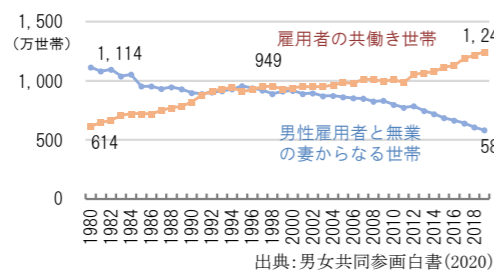
### 《 若中年単身世帯 》

- ・若中年単身世帯は、非正規雇用などの生活が不安定な者が多く、低額所得者の割合が高い

就職氷河期における学卒未就職者の状況（全国）



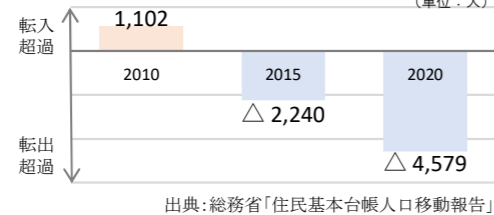
共働き世帯数の推移（全国）



### 《 人口の流出 》

- ・東京圏・大阪府へ人口が流出。近年は特に大阪府への人口流出が加速

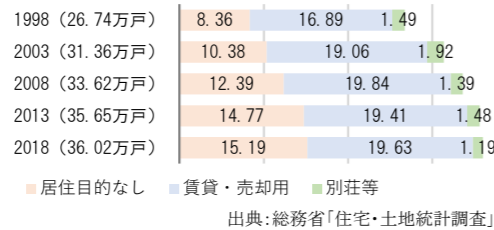
大阪府への転出入超過の状況



### 《 空き家 》

- ・居住目的のない空き家が増加。団塊世代の親からの相続により、今後更に増加するおそれ

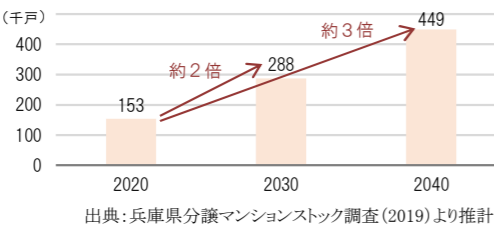
空き家ストックの推移



### 《 高経年マンション 》

- ・築35年以上のマンションが増加。居住者の高齢化・非居住化が進行し、管理組合の担い手が不足

築35年以上のマンション戸数の推計



## 目標

## 重点的に取り組む施策の方向

## 主な重点施策

## 成果指標

安全で安心な住生活の実現

### 1 頻発・激甚化する災害に備えた安全な住まい・住環境づくり

- ア 災害時における安全性を踏まえた、住宅の立地誘導、規制の強化
- イ 耐震性のない住宅の早期解消
- ウ 密集市街地の解消及び災害時の避難経路の確保
- エ 災害時の情報伝達の強化や円滑かつ迅速な避難体制の整備
- オ 災害からの住宅復興の備え

- 新 立地適正化計画における防災指針の作成の促進
- 新 特別指定区域内における住宅の災害安全基準の策定の検討
- ・耐震改修工事費補助の拡充（共同住宅建替補助の追加）
- ・兵庫県密集市街地整備マニュアルを活用した建替え等の促進
- ・ひょうご防災ネット、兵庫県CGハザードマップの周知
- ・避難行動要支援者のための個別避難計画の作成促進
- ・応急仮設住宅供与マニュアルの改定（民間賃貸住宅の活用拡大）

- 新 防災指針を定めた立地適正化計画の割合なし（2020）→ 100%（2030）
- 新 安全基準を踏まえて見直した特別指定区域の割合なし（2020）→ 100%（2030）
- ・耐震性を有しない住宅ストックの割合9.9%（2018）→ おおむね解消（2030）

### 2 誰もが安心して暮らせる住まい・住環境づくり

- ア 住宅確保要配慮者の居住安定確保（若中年単身世帯の居住安定確保）
- イ 安心して子育てできる住まい、住環境の確保
- ウ 高齢者等が安心して暮らせる住まい、住環境の確保
- エ 住宅・住宅地の防犯性の向上
- オ 住まいに関する相談体制の充実

- 新 県営住宅への入居における同居親族要件の廃止検討
- ・居住支援活動の活性化、セーフティネット住宅の登録促進
- ・UR・公社による、子育て環境に適したゆとりある賃貸住宅の供給
- ・低廉で良質な高齢者向け賃貸住宅の供給検討
- ・犯罪の防止に配慮した住宅・住宅地に関する指針の普及
- ・住まいのワンストップ相談窓口の設置

- 新 県営住宅団地に入居した若中年単身世帯数なし（2020）→ 500世帯（2030）
- 新 居住支援法人による要配慮者への住宅あっせん件数650件（2020）→ 2,000件（2030）

いきいきと自分らしく暮らせる住生活の実現

### 3 ライフステージ・ライフスタイルに合わせた住まい・住環境づくり

- ア 子育て世帯のニーズに合わせた住まい、住環境の確保
- イ 高齢期に備えた早めの住宅改修や住み替えの促進
- ウ ポストコロナ時代の働き方・暮らし方への対応
- エ 住教育の充実

- 新 良好な都市型住宅の供給促進に向けた日影規制など建築規制の合理化
- ・空き家改修費助成における子育て世帯等を対象とした補助率の嵩上げ
- 新 住宅内の事故防止につながる断熱改修の促進に向けた検討
- ・テレワーク拠点の整備に対する支援（空き家活用支援事業の拡充）
- ・住まいに関する県民向けセミナー等の開催

- 新 子育て世帯の住宅取得世帯に占める既存住宅購入世帯の割合27.3%（2018）→ 50%（2030）
- 改 高齢者の居住する住宅のうち一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合13.6%（2018）→ 25%（2030）

地域と地球の持続性を高める住生活の実現

### 4 空き家、既存住宅ストックを活用した住まい・住環境づくり

- ア 空き家の多様な利活用の促進
- イ 既存住宅を安心して購入できる取引環境の整備
- ウ 空き家の適切な管理の促進
- エ 管理不全空き家等に係る対策の強化
- オ リフォームによる良質なストックへの更新
- カ 大規模ニュータウンの再生
- キ マンション管理の適正化、再生の円滑化の促進

- 新 空き家情報の外部提供による流通・活用の検討
- 新 買取再販事業者に対する瑕疵保険の加入等に係る支援の検討
- 新 空き家予備軍に対する適切な管理等の呼びかけ強化の検討
- 新 市町と連携した空き家に対する税制優遇措置の見直し検討
- ・事業者情報の提供による安心してできるリフォーム環境の整備
- ・民間活力を活かした官民連携による団地再生の促進
- 新 管理組合の自立に向けた支援の検討、管理計画認定制度の創設

- 新 居住目的のない一戸建ての空き家数97,400戸（2018）→ 11万戸に抑制（2030）（※ 2030年推計値13.6万戸）
- 新 マンション管理適正化推進計画が策定された市町村域の分譲マンションの棟数カバー率なし（2020）→ 100%（2030）

### 5 良質で環境にやさしい住まい・住環境づくり

- ア 住宅の長寿命化の促進
- イ 住宅の省エネルギー化等の促進
- ウ 地域産木材・建材の積極的な活用の促進
- エ 住宅地の緑化の促進

- 改 長期優良住宅の認定促進、定期的な調査・指導等による性能維持
- 新 脱炭素社会の実現に向けた既存住宅の省エネ改修の促進
- ・県産木材を使用した木造住宅の設計に対する支援
- ・緑化基準による規制誘導、緑化活動への支援

- 改 持ち家系新築住宅着工戸数に占める認定長期優良住宅の割合22.9%（2020）→ 30%（2030）

### 6 人と地域をつなぐ住まい・まちづくり

- ア 地域コミュニティの活性化
- イ 定住人口・関係人口の創出・拡大

- ・県営住宅の集会所や空き住戸を活用した交流拠点等の整備
- 新 二地域居住の適地紹介、サブスク型空き家活用への支援検討

- 新 県営住宅の空き室、集会所等の地域開放件数15件（2019）→ 32件（2030）

## 賃貸住宅の供給目標

- ・公営住宅の供給目標量（10年間（2021～2030）） 59.4 千戸（新設及び建替えによる整備戸数と空き家募集戸数の合計）
- ・セーフティネット住宅の供給目標（2030） 30 千戸（今後10年の間に転居先として活用できるセーフティネット住宅の登録戸数）